# 第17回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月10日(金) 午後2時00分から午後4時20分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 19名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
会長	1 9	北田 耕平	委員	9	奥村 喜美子
副会長(会長職務代理者)	1 8	西田 くみ子	委員	1 0	中島 準一
委員	1	緩利 哲治	委員	1 1	田村 正弘
委員	2	林田 清光	委員	1 2	田井中 勲
委員	3	田畑 啓之助	委員	1 3	福井 幸生
委員	4	保井 章	委員	1 4	今井 百合
委員	5	林 廣美	委員	1 5	川村 克己
委員	6	伴 慎也	委員	1 6	寺田 勝典
委員	7	小倉 剛	委員	1 7	瀧井 和雄
委員	8	松下 富男			

- 5. 欠席委員 無
- 6. 議 長 議席19番 北田 耕平 会長
- 7. 議職署発員 議席17番 瀧井 和雄 委員 議席18番 西田 くみ子 委員

# 8. 総会

- 1) 開会
- 2) 市民憲章唱和
- 3) 会長挨拶
- 4) 議事録署名委員の指名

# 5)議事

- ○議案第80号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- ○議案第81号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- ○議案第82号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- ○議案第83号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地 利用集積計画の決定について
- ○議案第84号 農業経営の基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に ついて
- ○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について
- 6)報告事項
  - ○広報編集委員会報告事項
  - ○湖国女性農業·推進委員協議会報告事項
  - ○農地利用最適化推進委員会報告事項
  - ○事務局報告事項
- 7) 閉会
- 9. 事務局出席者(3名)

事務局長 大谷 茂

福田 悟司 局長補佐

係長 谷川 智彦

### 10. 会議の概要

事務局長 第17回甲賀市農業委員会総会を開会

全 員 【市民憲章唱和】

事務局長 開会にあたり北田会長がご挨拶を申しあげます。

会 長 ・「第73回関西茶業振興大会」

- ・農水省「荒廃農地の面積とりまとめ」報告
- 農地利用状況調査

事務局長 北田会長、ありがとうございました。

事務局長 それでは、これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 それでは議事の進行をさせていただきます。

本日の欠席委員はございません。遅参届出は、議席7番小倉剛委員の1名で、 早退の届出はございません。よって、ただ今の出席委員は18名で、法定定足数 に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を 指名させていただきます。議席順に、議席17番瀧井和雄委員と、議席18番西 田くみ子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは議事に入ります。

最初に、**議案第80号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議につい**て」を議題といたします。

3条調書、整理番号16について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第80号、整理番号16について説明します。議案書は3ページ、参考図は1ページ、2ページです。農業振興地域内の青地および白地農地です。

譲渡人は、農地を相続により取得しましたが、被相続人の子である譲受人へ贈与するため、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は申請地で水稲の栽培を行う予定です。経営計画では、従事者は1人で、臨時的労働として親族とともに耕作をされる計画となっています。現時点で、譲受人が経営する農地はありませんが、今回の申請により、5反以上の農地を経営することとなる

ため、下限面積の制限について、問題はありません。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可 要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号16については、議席2番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番林田です。

譲渡人と譲受人は以前、婚姻関係があった時に、譲受人の実親から土地の権利を譲渡人に渡されました。その後離縁となり、譲渡人は市外にお住まいとなり、 双方話合いにより、譲受人に権利を渡されます。水稲耕作については、機械作業は近所の親戚にお願いされ、普段の草刈り等の管理は、譲受人が行われます。

11月3日に山中推進委員と現地確認を行いました。管理もきちんとされております。ご承認を賜りますよう、ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号1番山中推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号1番山中です。

譲受人の方も、今までどおり水稲を作付けし、農地を守るということですので、農地利用最適化の推進には問題なしと思いますので、どうぞよろしくご審議のほどお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号16について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。 よって、整理番号16については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号17について審議いたします。 事務局の説明を求めます。 事務局 整理番号17について説明します。議案書は3ページ、参考図は3ページから6ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

譲渡人は、市外に在住および転出するため農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は申請地にて水稲および野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可 要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 整理番号17については、議席2番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番林田です。

2人おられる譲渡人の1名の譲渡人は市外へ転出されます。後継者はおられません。また、もう1名の譲渡人は、既に市外でお住まいです。この度、申請地の管理が行えないことから、本家へ譲り渡したいと申請がありました。

10月24日、池本推進委員と現地を確認しました。許可相当であると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号2番池本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号2番池本です。

申請地は、圃場整備田であり、かつ、この地域の人・農地プランで担い手への 集積を現在進めております。譲受人がきちんと耕作を継続されるとのことで、農 地利用の最適化には問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いし ます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号17について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。 よって、整理番号17については、許可とすることに決定いたします。 議 長 続きまして、整理番号18について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号18について説明します。議案書は3ページ、参考図は7ページ、8ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

譲渡人は、農業後継者がおらず農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は申請地にて水稲の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可 要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 整理番号18については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

譲受人は、以前から稲作を経営されております。申請地の田が2分別になっているのが不自由なため購入されます。譲渡人は1度も稲作経営をしておられません。何の問題もないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号20番中村推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号20番中村です。

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号18について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号18については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号19について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号19について説明します。議案書は4ページ、参考図は9ページ、1 0ページです。申請地は、農業振興地域内の青地および白地農地です。

> 譲渡人は、農業経営縮小のため、譲受人と、農地の賃貸借権設定について合意 し、申請されました。譲受人は現在経営農地がないため、営農計画書が添付されて おり、申請地の青地農地で麦の栽培、白地農地では麦および野菜の栽培を行う予定 です。

> 申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可 要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 整理番号19については、議席10番中島委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号10番中島です。

譲受人はこれまでも杉谷地先の圃場を借りて、ハロウィンかぼちゃなどを作付けし、ネット販売するほか、幼稚園・保育園にも無償提供するなど、社会貢献もされておられます。

現状の圃場は、耕作放棄されている状態であり、地主も高齢で管理することができない状態です。区分的には赤色に等しいところで、これまでの土地の管理は十分でなく、管理をしていただける方を探しておられたところ、譲受人がアレルギーのない小麦を作付けしたいとの話にほだされ、賃貸借が成立いたしました。譲受人は許可が下りればすぐにでも古代小麦を作付けする予定です。地元改良組合長の同意も得ておられます。

こうした空いた圃場が少しでも解消されるのは大変ありがたいことであり、私 も推進委員も許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いしま す。以上です。

議 長 続いて、区域番号35番小林推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号35番小林です。

申請地は長らく不耕作地になっていましたが、耕作をしたい譲受人と話がまとまりました。地区土地改良事業には該当せず、地域が進める農地利用最適化の推進には支障がありません。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号19について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

# 委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。 よって、整理番号19については、許可とすることに決定いたします。 議案第80号については、以上であります。

議長 続きまして、**議案第81号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議に** ついて」を議題といたします。

> 最初に、4条調書、整理番号13については、議案第82号「農地法第5条第 1項の規定による許可申請審議について」5条調書、整理番号43と関連がございますので、一括して事務局の説明を求めます。

- 事務局 議案第81号、4条調書、整理番号13及び議案第82号、5条調書、整理番号43については、ともに申請書受理後の12月3日、申請者により取り下げ書の提出がありましたので、「申請の取り下げ」として取り扱いいたしたく、お願いいたします。
- 議 長 ただ今、事務局から説明がありました件について、ご質問等がございましたら お伺いします。
- 委員【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等もないようですので、議案第81号、4条調書、整理番号13及び議 案第82号、5条調書、整理番号43については、「取り下げ」として取り扱いい たします。
- 議 長 続きまして、4条調書、整理番号14については、次の整理番号15と関連が ございますので、一括審議といたします。

なお、採決は個々に行います。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第81号、整理番号14及び整理番号15については関連があるため、一括して説明します。議案書は6ページ、参考図は14ページ、15ページ、土地利用計画図は16ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

整理番号14番は、申請地を庭園にするため、整理番号15番は、申請地に物置

を設置するため申請されました。新たな造成工事はなく、転用による周辺農地への 土砂流出被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得 られております。整理番号15番については、隣接農地所有者の承諾は得られてい ませんが、農地転用申請について説明をしていること、本申請とは関係の無い理由 にて本案件に協力はできないと言われたこと、問題発生時には自分で対応すること の説明を添付されています。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号14及び整理番号15については、議席18番西田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号18番西田です。

現地確認は、中村推進委員と個別に申請人立ち会いのうえで行いました。この 議案は、顛末案件ですが、申請者の亡き父親が造園作業をしていた関係で、庭園 を徐々に作り、物置等を設置したものです。今般、申請者が資産整理をしたとこ ろ、4条許可申請ができていないことが判明しました。

周辺農地は不耕作であり、住宅地にも何ら問題はないもので、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号27番中村推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号27番中村です。

申請場所の周囲は、道路になっていますので、農地等もなく、何ら問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、整理番号14及び整理番号15を一括してお伺いします。

委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず、整理番号14について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号14については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、整理番号15について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

# 委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。 よって、整理番号15については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号16について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号16について説明します。議案書は7ページ、参考図は17ページ、 18ページ、土地利用計画図は19ページです。申請地は、市街化調整区域内の第 3種農地です。

譲受人は申請地を住宅敷地にするため、申請されました。新たな造成工事はなく、雨水排水は、敷地内の水路を通り、道路側溝に放流されます。以上のことから、転用による周辺農地への土砂流出や雨水排水による被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号16については、議席11番田村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番田村です。

10月28日、森地推進委員と現地確認を行っております。申請者は、現在、市外にお住まいです。相続登記の手続きを進められたところ、建物の一部が宅地でなく、農地、畑であることが判明し、地目変更の手続きを進められております。建てられた当時の変更手続きができてなかったため顛末書が提出されています。相続登記のための地目変更の手続きであり、現状のまま利用するということで、事業目的とするものではありません。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号29番森地推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号29番森地です。

申請者は、現在、市外にお住まいで、申請地の住宅は空き家になっています。特に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたら、お伺いします。

### 委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号16について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

# 委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号16については、許可とすることに決定いたします。 議案第81号については、以上であります。

議長 続きまして、**議案第82号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議に** ついて」を議題といたします。

> 最初に、5条調書、整理番号43については、先ほど「取り下げ」として承認 しておりますので、次の整理番号44について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第82号、整理番号44について説明します。議案書は9ページ、参考図は23ページ、24ページ、土地利用計画図は25ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

譲受人は申請地を購入し、駐車場にするため、申請されました。計画によると、6台分の参拝者用の駐車場として利用されます。新たな造成工事はなく、また、雨水排水は、地下浸透及び敷地内の水路で集め、道路側溝に放流されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号44については、議席8番松下委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番松下です。

現地は、倉田推進委員とともに、11月7日に確認し、関係者から聞き取りを 行いました。当該申請地は、登記簿上の地目は田となっておりますが、現状では 更地のような雑種地です。申請者である譲受人は、地元の寺院で、隣接する当該 土地を譲渡人から駐車場用地として取得する際、地目が田であることが判明した ことにより、申請されたものです。当該土地上には、農地転用がされないまま、 50年ほど前に住宅が建築されており、譲渡人の親族が居住されておりましたが、現在は空き家状態となっており、また建物の老朽化が進展し、建物の維持管理が困難になったことから、今年の春ごろに解体撤去され更地のような状態で今日に至っております。

また、寺院としては、現在まで自己の駐車場を所持していなく、近隣の公共駐車場を借用していることから、従前より駐車場確保を希望されており、隣接地で利便性のよい当該土地を駐車場用地として取得するに際し、申請に至ったものです。現状有姿のまま、若干の土砂導入等で転圧・整地で駐車場として供用される予定であり、また、雨水等の排水も自然浸透及び敷地側溝水路への放流処理であり、周辺農地への影響はないものと思料されます。以上から、利用目的等は特に問題もなく、適正な維持管理をするものであり、許可することが妥当であると認められます。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号5番倉田推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号5番倉田です。

現地を確認しましたところ、周辺農地に与える影響はないものと考えます。ご 審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号44について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。 よって、整理番号44については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号45について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号45について説明します。議案書は9ページ、参考図は26ページ、27ページ、土地利用計画図は28ページです。申請地は、都市計画区域外の第3種農地です。

譲受人は申請地を購入し、倉庫及び庭にするため、申請されました。敷地内には

農具倉庫が建築されていますが、2アール未満の農業用施設のための転用を適法にされたものです。計画によると、一部家庭菜園は残るものの、今回、隣地の宅地建物の売買に合わせ、倉庫及び庭として農地転用されるものです。新たな造成工事はなく、また、雨水排水は、地下浸透及び既設水路に放流されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました以上です。

議 長 整理番号45については、議席5番林委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番林です。

隣の母屋の購入に伴い、畑で野菜を作ったり、倉庫を使用するため、購入申請をされております。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号14番杉本推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読 させます。

事務局 林農業委員の説明どおり、特に補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号45について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。 よって、整理番号45については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号46について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号46について説明します。議案書は10ページ、参考図は29ページ、30ページ、土地利用計画図は31ページです。申請地は、非線引き都市計画

区域内の用途地域の定められた区域内にある第3種農地です。譲受人は申請地を購入し、資材置場にするため、申請されました。造成工事としては、進入口となる東側の市道と高さを合わせ、西側の水路に向かって傾斜をとるように盛土をされます。周辺は安定勾配とし、法面は植生シートを設置されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例での開発申請手続き中であり、転用 許可は、条例に基づく協定と同日付けとなります。以上です。

議 長 整理番号46については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番田畑です。

譲受人は総合建築及び土木工事業を大体的に経営されておられます。近年各事業の受注量が増え、現在の工場一帯の資材置場が手狭になり、新しく近くで適当なところを探しておられたところ、先月第16回の当委員会総会において、3条申請で取得された水田の隣地に不耕作地があり、地権者に交渉されたところ、譲渡人は現在1人で農作業をしておられますが、高齢となり、当該地も十分な管理もできず不耕作地となり、従いまして、商談もスムーズに進み売買が成立いたしました。なお申請地は、東側に市道芝原線、南側は国道1号に面し、条件は最適です。譲受人は申請地を整地後、雨水対策として自然浸透以外に周囲に側溝を設け1か所に集水して、公道の側溝に排水され、隣接する農地への影響はありません。また、隣地の方、地元の区長、改良組合長の同意を得られております。現場確認は11月12日に綾戸推進委員とともに行いました。綾戸推進委員も農地利用最適化に問題はなく、現状を鑑み許可相当であるとのことで、総合的に判断いたしました結果、本件は、許可相当であると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

- 議 長 続いて、区域番号17番綾戸推進委員が欠席ですので、事務局から意見書を朗 読させます。
- 事 務 局 譲渡人は昨年まで耕作を行っておられましたが、高齢となり、また機械も調子が悪くなり、加えて、土地は水はけが悪く作業に大変苦労する場所で、土地の処分を考えておられました。今般、建築業を営む譲受人が近隣で資材置き場を探しておられ、双方の考えが一致し売買が成立しました。横の田は、譲受人の土地であり、迷惑もかからず、何ら問題もなく、許可相当と考えられることを報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

### 委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号46について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

## 委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号46については、許可相当とすることに決定いたします。 なお、許可については、「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」の協定と同時 許可となります。以上です。

議長 続きまして、整理番号47について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号47について説明します。議案書は10ページ、参考図は32ページ、33ページ、土地利用計画図は34ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

譲受人は申請地を使用貸借により住宅建築するため、申請されました。造成は地均し程度で、雨水排水は桝に集め、譲渡人所有の隣地にある既設水路に放流されます。隣地に、耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金及び借り入れとされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可 と同日付けとなります。以上です。

議 長 整理番号47については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号1番緩利です。

申請地は、譲受人が畑作を行っておられます。譲受人は孫に当たり、実家近くに新築の家を建てることでの申請です。畑がなくなるのはつらいところですけれども、転入により人口が増えるため、いたし方ないですが、喜ばしい点もあるかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

- 議 長 続いて、区域番号24番岡本推進委員が欠席ですので、事務局から意見書を朗 読させます。
- 事務局 申請地は宅地に隣接した農地で、農地利用最適化推進には支障がありません。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。
- 委員【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号47について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号47については、許可とすることに決定いたします。 なお、「都市計画法第29条」について、別途手続き中であり、転用許可は「都 市計画法」の許可と同日付けとなります。

- 議 長 続きまして、整理番号48について審議いたします。 事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号48について説明します。議案書は10ページ、参考図は35ページ、36ページ、土地利用計画図は37ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

譲受人は申請地の贈与を受け、進入路・駐車場にするため、申請されました。 新たな造成工事はなく、また、雨水排水は、地下浸透及び用悪水路への放流により 処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農 地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

- 議 長 整理番号48については、議席13番福井委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号13番福井です。

この駐車場を計画してある方は大規模法人の方で、現状の状況は以前からよく 承知、確認できております。現況において駐車場として適切な状況で管理されて おります。次の世代に相続が行われ譲り渡されるということは、まことに結構な ことだと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号34番和田推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号34番和田です。

農地利用の最適化の推進に支障なく、ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号48について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。 よって、整理番号48については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号49について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号49について説明します。議案書は11ページ、参考図は38ページ、39ページ、土地利用計画図は40ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

譲受人は申請地を購入し、建設資材等の資材置場にするため、申請されました。 計画によると、造成工事はなく、現況のままで利用されます。雨水排水は、地下浸 透及び、道路側溝へ放流処理されることから、転用による周辺農地への被害はない ものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。ま た、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号49については、議席13番福井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番福井です。

11月5日に代理人と田中推進委員と私で現地確認を行いました。

現地は隣地、周辺への影響もなく、特に問題がないことを確認しました。許可 相当と判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号36番田中推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号36番田中です。

この転用によりまして周囲に被害を及ぼすこともなく、特に問題はないものと 考えております。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号49について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。 よって、整理番号49については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号50について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号50について説明します。議案書は11ページ、参考図は41ページ、42ページ、土地利用計画図は43ページです。申請地は、都市計画区域外の第3種農地です。

譲受人は申請地を購入し、進入路・駐車場・物置に利用するため、申請されました。申請によると、自宅への進入は他人の土地を通るしかないことから、自宅裏への進入路、駐車場を整備するとともに、物置の設置を計画されています。進入路の設置及び地均し程度の工事をされます。雨水排水は、地下浸透とされます。隣地に耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号50については、議席12番田井中委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号12番田井中です。

11月15日に鵜飼推進委員と私で現地を確認し、譲受人から転用申請理由を聞きました。譲受人の自宅は、今回取得予定の農地の西側にあり、自宅への進入路や、さらに周辺の道路が狭く大型車両がUターンする場所もないことから、自宅に隣接した農地を購入し、緊急時に救急車、消防車等の転回場所として確保するとともに、自家用車の駐車場、簡易な物置小屋設置場所として整備されるものです。

周辺の農地は、40年以上耕作されておらず、転用に伴う影響はないものと考えており、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号39番鵜飼推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号39番鵜飼です。

田井中農業委員の説明のとおりで、農地利用最適化の推進には支障がありません。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号50について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。 よって、整理番号50については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号51については、次の整理番号52と関連がございます ので、一括審議といたします。

なお、採決は個々に行います。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号51及び整理番号52については関連があるため、一括して説明しま

す。議案書は11ページ、12ページ、参考図は44ページ、45ページ、土地利用計画図は46ページです。申請地は、都市計画区域外の第3 種農地です。

整理番号51番の譲受人は申請地を交換により私道及び庭にするため、整理番号52番の譲受人は申請地を交換により宅地にするため申請されました。双方とも新たな造成工事はなく、また、隣地に、耕作されている農地はないことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号51及び整理番号52については、議席12番田井中委員、説明をお 願いします。

担当農委 議席番号12番田井中です。

11月1日に鵜飼推進委員と私で現地を確認し、申請人から転用申請理由を聞きました。参考図46ページの土地利用計画図を見ていただきたいのですが、図の真ん中あたりに漆原環状線道路とありますが、右下側の居宅が整理番号51の譲受人の居宅で、環状線道路の左にあるのが、整理番号52の譲受人の居宅です。申請地51の農地は整理番号51の譲渡人の所有地ですが、昭和50年前後に双方の話し合いにより、整理番号51の譲受人が庭や自宅への進入路として整備されました。また申請地52の農地は、整理番号52の譲渡人の所有でありますが、同様に昭和50年前後に整理番号52の譲受人が宅地として整備されました。

要するに土地の有効利用がしやすいよう、自宅に近接した農地を交換されたということであります。相続のこともあり、このたびの農地法の手続きをされたものです。当該地は住宅が並ぶ集落内であり、周辺農地への影響は全くありませんので、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号39番鵜飼推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号39番鵜飼です。

田井中農業委員の説明のとおりで、特に補足事項はありません。ご審議のほど よろしくお願いします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、整理番号51及び整理番号52を一括してお伺いします。

委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず、整理番号51について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

# 委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。 よって、整理番号51については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、整理番号52について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

# 委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。 よって、整理番号52については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号53について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号53について説明します。議案書は12ページ、参考図は47ページ、48ページ、土地利用計画図は49ページです。申請地は、都市計画区域外の第3種農地です。

譲受人は、親である譲渡人から申請地の贈与を受け、米、野菜の保管施設及び精 米場にするため、申請されました。隣地に、耕作されている農地はなく、転用によ る周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は 得られております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号53については、議席16番寺田委員、説明をお願いします。

#### 担当農委 議席番号16番寺田です。

11月10日、杉本推進委員と一緒に現地にて説明を受けました。今回、贈与とのことで譲渡人からの顛末書がついておりましたが、譲渡人も父から受け継いだ土地だったことと、長く農業委員を務めていたこともあり、申請がしにくかったということです。60数年間、宅地として利用されていて、隣地に農地もなく、周辺との問題も起こらなかった、また、申請に関して地元の同意も得られて

おりますので許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号44番杉本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号44番杉本です。

寺田農業委員の説明のとおりで、補足説明はございません。ご審議のほどよろ しくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号53について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号53については、許可とすることに決定いたします。 議案第82号については、以上であります。

議長 続きまして、**議案第83号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」**を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第83号について説明します。議案書は13ページからです。

今月の決定は3件で、借り手・買い手、貸し手売り手及び利用権を設定する農 用地の所在、面積、期間等については、利用権設定等の明細のとおりです。

14ページの利用権等設定総括表をご覧ください。貸借権の設定の面積は5, 123平方メートルです。次に、15ページの所有権移転の面積は、1,328 平方メートルです。また、借り手・買い手の農地台帳による農業経営状況は、17ページのとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強 化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございました ら、お伺いします。

## 委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、議案第83号について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

### 委 員 【举手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、議案第83号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知 をいたします。

議案第83号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第84号「農業経営の基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を議題といたします。

なお、この基本構想の変更については、「農業経営基盤強化促進法第6条第4項」に基づき、また、「同法施行規則第2条」の規定により、農業委員会の意見を 聴かなければならないとされております。

この議案については、産業経済部農業振興課から詳細説明がありますので、担当者の入室・着席を求めます。

議 長 農業振興課の説明を求めます。

農業振興課

令和3年10月8日、滋賀県において「農業経営基盤の強化の促進に関する基本 方針」を変更されております。今回、それに即し甲賀市で「農業経営基盤強化の促 進に関する基本的な構想」の変更を行うものです。内容の変更については、4点挙 げています。

1つ目は、目標とすべき所得水準に、今までは個人のみとしていたところを、集 落営農法人がこの5年間で増えてきたことを受け、集落営農法人として申請する場 合の目標水準を新たに設定しました。

2つ目は、認定農業者になろうとするものが目指すべき営農類型ついても、現状 の所得を目指すにあたり面積の見直しをしています。

3つ目は、担い手への農用地の利用集積面積の目標値、これを県全体の集積目標 値に合わせて変更しています。

4つ目は、「農地利用集積円滑化事業の実施に関する事項」の削除です。農用地利用集積円滑化団体が農地中間管理機構と一体化されたことを受け、この事項を削除するものです。以上4点になります。

スケジュールについては、今回の案件の了承を得たうえで、県知事と基本構想案を令和4年1月末日までに協議を行い、県から令和4年2月末までに同意をいただ

き、令和4年3月末日を目途に基本構想の変更の公告をする予定としています。

詳細に説明しますと、1つ目は、「第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」の2で旧構想では「主たる農業従事者1人当たり概ね500万円」の記載でしたが、変更案では、「主たる農業従事者1人当たり概ね500万円」に「集落営農法人にあって当たっては概ね650万円」を加えています。

2つ目は、「第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態 様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」、これが認定 農業者を認定する際の主な指標で、茶園であれば山間地、信楽町等が該当します が、旧構想では5.0~クタールを県の基本方針に合わせ、5.5~クタールに変 更しています。

3つ目は、「第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項」で、旧構想では集積目標の面積シェア70%とあるのを75%に変更しています。

4つ目は、「第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項の1 (1) ③」において、「農地中間管理機構」の後に「法第4条第3項第1号ロに規定する農地利用集積円滑化事業及び農業構想の改善に資するための事業を行う農用地利用集積円滑化団体」とあるのを削除しています。また、(5) ②についても、農用地利用集積円滑化団体に関する事項になりますので、削除しています。

最後に附則で、今回の変更にあわせ、「この基本構想は令和4年3月 日から施行する。」を加え、日付は県から同意を得られた日付以降の決裁日の公告日とします。

説明は以上です。

議 長 ただ今、農業振興課より説明がありました件について、農業委員会の意見を求めておりますので、ご質問・ご意見等がございましたら、お伺いします。

議 長 奥村委員。

奥村委員 議席9番奥村です。

茶畑の面積を上げた根拠を詳しく教えていただきたい。

議 長 農業振興課。

農業振興課 山間地のお茶の面積が、県の方針によって5.0~クタールから5.5~クタールに上げると出されていますが、市についても茶については、甲賀市がほとんど生産面積を含めていることになりますので、県の方針に従うことになりますが、これについては年間所得の目標が500万円となっており、現在、茶の価格が非常に低迷をしていることから、朝宮地域においても、5.0~クタールでは500万円に到底届かないであろうと、5反、いわゆる0.5~クタール増加させないとなかな

か経営が500万円に達するようなことはないということで、今回0.5ヘクタール増加をされたという経過になっております。以上です。

奥村委員 わかりました。

議 長 田畑委員。

田畑委員 議席3番田畑です。

重要な案件ではあるが、短時間での質問は難しい。

農業振興課

難しい案件であり、一気に構想の変更についてご理解いただくことは難しいかと思っております。今回の議案につきましては基本指針、いわゆる県の基本方針に基づく変更ということですので、基本構想すべての内容を全部変えるのではなく、変更点のみについてのご意見をいただきたい。基本構想自体の文章はかなりのボリュームがありますが、今回のポイントとしては、まず、集落営農法人の所得の目標、新規就農の現状を変えたこと、先ほど奥村委員の質問にありました茶の面積を変更したこと、農地の集積の目標を変えたこと、また、今まで農地集積円滑化団体というものが特にJAこうかで行っていた事業ですが、この事業はすべて農地中間管理機構に移行しましたので、この部分を削除したことです。この点をご理解いただき、時間的な余裕がない中ですが、変更についてのご意見をいただきたいと思います。以上です。

議 長 保井委員。

保井委員 議席4番保井です。

他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得ということで、1人当たり 500万円、集落営農法人では650万円という目標を掲げてあるのですが、これは実際達成できると理解されたうえでの目標ですか。現状の農業所得従業者の生涯所得そんなによろしいのでしょうか。現在の状況と相違がある点について、教えていただきたい。目標は幾らでも立てられますので。

議 長 農業振興課。

農業振興課

今、保井委員がおっしゃるとおりで、これについては他産業並みの年間農業所得を稼げるようにと目標を決めております。しかし、やはり農業、今、非常に厳しい状況で、この500万円は目標ではありますが、これに達する農業経営者は、ほとんどいらっしゃらないのが現状であると考えます。また集落営農法人にあっても、甲賀市については、中山間地域で集落営農をされている方がほとんどですので、な

かなか650万円を超える所得は厳しいですが、これについては、ある一定他産業 並みの所得を得られるように設定した、あくまでも目標です。

保井委員 目標設定するだけでなく、その目標に達成できるように支援もしていただきたい。

議 長 農業振興課。

農業振興課 この目標に届く農業者が1人でも多く増えるように、これからいろんな支援ができるような方策について、また農業委員様のご意見を伺いながら、進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 伴委員。

伴 委員 議席6番伴です。

この年間所得の目標の500万円とか650万円。特に集落営農法人で650万円となると、売上が600万円あったとしても、個人で、それも従事分量配当で650万円などとても考えられる数字ではないし、それは県にも言っていただきたい。集落組織でも法人として、本当の1人2人が集落の農地を守る法人であれば、考えられるかもわかりませんが、あくまでも集落法人という形の中で従事分量配当という方式を滋賀県はとっているところが多いと思いますけれども、そういうことを考えると、年間所得650万円なんてとても難しいであろうと。まだ個人の面積についても、経営規模と生産方式のそれぞれの機械の導入とか、本当にもっと詳しい明細を付ける形で県の方にも、提言していただきたい。

議 長 農業振興課。

#### 【小倉委員入室】

農業振興課 生産方式の部分は、最低限必要な内容で記載をしていると県から聞いております し、甲賀市も県に倣って掲載しています。目標所得に向かうに当たり、生産に係る 設備が過大になっていくのをできるだけ抑制したい思いがあるように思います。

集落営農法人についてですが、従事分量配当のところがほとんどですが、一部職員を採用されて集落営農法人を動かされている集落営農法人も若干増えてきています。県もその方向に誘導していきたい思いがあるようです。集落営農法人にあって概ね650万円というのは、採用した場合に650万円程度支払いできるような、いわゆる集落営農法人に就職された方に払えるような仕組みとして目標を掲げておられると理解いただきたい。以上です。

議 長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

### 委員【質問等なしの声】

議 長 いずれにしても一つの目標であるということをまずは念頭に置いていいただ き、その目標に沿って適切に対処いただく方向づけをやっていただくための変更 ということで理解いただきたいと思います。

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に係る本体部分に対し、いろいろご意見、ご質問等ございましたが、審議案件である今回の変更点についての意見はないと受け止めてよろしいか。

### 委員 【異議なしの声】

議 長 異議もないようですので、議案第84号について採決いたします。

「農業経営の基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更」に関しては、「意見なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。

# 委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、議案第84号については、「意見なし」として、市長へ提出することに 決定いたします。

議 長 農業振興課の皆さん、ありがとうございました。 ご退席ください。

議 長 議案第84号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。

報告案件 1 「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。調書は46ページ、参考図は50ページです。 今月は、農地法第5条の届出が3件です。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございました ら、お伺いします。

### 委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。

議 長 続きまして、報告事項に入ります。

最初に、報告事項1「広報編集委員会報告事項」について、福井委員長、お願いします。

福井委員長 ・第2回広報編集委員会 (総会終了後)

議 長 続きまして、報告事項2「湖国女性農業・推進委員協議会報告事項」について、奥村委員、西田委員、順次お願いします。

奥村委員 ・女性の農業委員会初任者委員のための研修会(11月9日)

西田委員・東海・近畿ブロック女性の農業・推進委員研修会(12月9日)

議 長 続きまして、報告事項3「農地利用最適化推進委員会報告事項」については、 事務局からお願いします。

事務局・地域ブロック会議開催(12月13日~17日)

議 長 続きまして、報告事項4「事務局報告事項」について、お願いします。

事務局・農地法第18条第6項報告

- ・11月総会「議案第77号農地法第5条第1項の規定による許可申請審議 について」の整理番号40 県農業会議常設審議委員会の諮問結果
- ・経過と予定
- ・委員パトロール(10月)の実施報告
- ・ 青年等就農計画認定申請に係る審査結果報告
- 農業委員会手帳、農業委員会業務必携の配付

議 長 報告事項は以上です。

ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。

事務局長 北田会長、会議を進行いただき、ありがとうございました。 それでは、閉会にあたり西田副会長がご挨拶を申しあげます。

# 副 会 長 【閉会挨拶】

事務局長 ありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議をすべて終了いたします。長時間にわたり、慎重審議いただき、ありがとうございました。